

令和7年度第1回長野県青少年問題協議会 議事録

- 開催日時 令和7年7月31日（木）13:30～15:30
- 開催場所 長野県庁本館 特別会議室
- 出席委員 荒井委員、荒川委員、伊藤委員、金山委員、木村委員、竹内委員、千野委員、塚田委員、照井委員、西村委員、美齊津委員、宮原委員、若林委員、和田委員
- 県出席者 酒井こども若者局長、馬場次世代サポート課長、山崎次世代サポート課企画幹ほか

1 開 会

（次世代サポート課 山崎企画幹）

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回青少年問題協議会を開催します。私はこども若者局次世代サポート課の山崎勇治と申します。本日の司会を務めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、こども若者局長の酒井和幸からご挨拶申し上げます。

（酒井こども若者局長）

皆様こんにちは。私は県のこども若者局長の酒井和幸と申します。本日は皆様大変お忙しいところ、令和7年度第1回長野県青少年問題協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。日ごろからそれぞれのお立場で子ども・若者支援に対しまして、ご尽力いただいているところでございまして厚く感謝を申し上げます。さて、本協議会でございますが、子ども・若者が夢や未来に希望を持ち、安心して成長できる社会の実現に向けまして、子ども・若者に関する総合的施策について必要な事項を調査・審議する場として設けられたものでございます。本日は、昨年度に引き続き、「長野県子ども・若者支援総合計画」の進捗状況、こどもの性被害と条例の適用状況やヤングケアラー支援を協議事項として取り上げ、皆様方から意見をいただきたいと考えております。また、報告事項としましては、信州型フリースクールの認証制度に加えまして、今年度から新たに設置しました「子ども・若者総合支援センター」や、ニューロダイバーシティ、こちらは神経多様性と申し上げますが、こうした視点を踏まえた多様な発達特性を有する若者の就労促進に関する施策等についても説明をさせていただく予定でございます。若い世代が希望を持ち、結婚や子育てを前向きに考えられる「こどもまんなか社会」の実現に向けましては、人口減少という大きな課題への対応に加えまして、全ての子どもが権利を尊重されながら、健やかに育つ社会づくりの基盤でもございます。皆様におかれましては、日ごろ、現場で子どもや若者と向き合っている中で、感じておられる課題ですとか、あるいは支援のあり方の工夫など率直なご意見をいただければと考えているところでございます。簡単ではございますが、冒頭の私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（次世代サポート課 山崎企画幹）

本日ご出席の委員につきまして、交代がございましたのでご報告申し上げます。県議会議員の佐藤千枝議員、長野県中学校長会の保科潔委員、長野県高等学校長会の村松義晴委員、長野県公認心理師・臨床心理士協会の小沢エミ委員の4名につきましては、それぞれの所属団体等のご事情によりまして委員を交代することとなりました。これに伴い、新たに4名の方々を委員として委嘱いたしましたのでご報告申し上げます。県議会議員の和田明子委員、長野県中学校長会の千野布美子委員、長野県高等学校長会の塚田武明委員、長野県公認心理師・臨床心理士協会の竹内千恵子委員です。なお、委員の任期は前任者の残任期間となっております。

また、ただいまご紹介いたしました4名の委員には委嘱状をお手元にご用意させていただいておりますので、どうぞご査収いただきますようお願いいたします。続きまして、本日の協議会の定足数でございますが、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により本協議会の開催には委員の過半数の出席が必要となっております。本日は15名中、出席者14名でございますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また本協議会でございますが、公開での開催とし、後日、議事録を県ホームページで公開させていただきますので、あらかじめよろしく願いいたします。次に、本日の資料でございますが、お手元に資料一覧のとおりお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。それでは次第に従いまして、3の自己紹介に移らせていただきます。今年度新たに委嘱されました4名の方をお願いしたいと思います。委員名簿の順に従いまして、竹内委員からご紹介をお願いいたします。

(新任委員の自己紹介)

(次世代サポート課 山崎企画幹)

本日、宮澤委員でございますが、ご都合により欠席のご連絡をいただいております。なお、こども若者局長でございますが、大変恐縮ですが所用により、若干早めに退席をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。それでは本日の議事に移らせていただきます。長野県附属機関条例第6条第1項の規定によりまして、議長は会長が務めることとされております。荒井会長、議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

2 協議事項

①長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況について

(荒井会長)

信州大学の荒井です。次第をご覧ください。4.会議事項の協議事項①の「長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況」について事務局から説明をお願いします。

(次世代サポート課 浅川次世代企画係長)

次世代サポート課の浅川と申します。資料1-1をご覧ください。長野県子ども・若者支援総合計画は、「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」に基づく行動計画として策定したもので、計画期間を令和5年度から令和9年度までとし現在進めております。本日は、令和6年度の成果指標の進捗状況について、説明させていただきます。まず、1の令和6年度指標の状況をご覧ください。計画の第3編、「施策の展開」では、表中の区分でお示ししております1～3の3つの方針「結婚、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会づくり」「誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり」「健やかに成長、自立できる社会づくり」に分けて施策を展開しており、39の指標が設定されているところでございます。全体の状況でございますが、昨年度よりも好転した指標は17、後退した指標は9となっております。参考として、好転及び後退した指標を次ページにかけて記載しておりますのでご確認ください。つづきまして、2の(1)目標を達成している指標をご覧ください。現時点で目標を達成している指標は、「職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業数」以下7つでございます。続きまして、(2)基準値よりも後退している指標をご覧ください。現時点で計画策定時の基準値よりも後退してしまっている指標は、「出生数」以下11個でございます。以上が全体の状況となっております。次ページをご覧ください。次ページ以降は個別の指標の状況となっております。表の見方でございますが、一番左の欄が計画の施策体系の区分、次に指標名、三つ目の欄の上段が計画策定時の基準値、下段が目標値、その次の四つ目の欄が実

績、一番右側に現状及び今後の取組の方向性等が記載されております。この実績値の右側にある矢印につきましては、前年度に対し、値が好転しているものは斜め上向き、白抜き矢印、値が後退しているものは斜め下向きの黒く塗りつぶした矢印、横ばいの場合はバーを記載しております。なお、一部、右向きの矢印が記載されている項目がございますが、修正漏れでございまして、正しくは横ばいの意味をあらわす「バー」と表記すべき箇所となります。大変申し訳ございません。以上が、成果指標の進捗状況の説明となります。続きまして、11 ページと表記されているページの次のページをお開きください。こちらの資料は参考までに付けさせていただいたものでございますが、「長野県子ども・若者支援総合計画 令和6年度施策の実施状況について（案）」という資料がございます。こちらは条例に基づき、今年の9月議会に提出する報告書の案でございまして、現在更新作業を進めているものでございます。お時間のあるときに、ご覧いただければ幸いです。

続きまして、資料 1-2 をご覧ください。「長野県子ども・若者支援総合計画の一部改訂について」でございます。こちらにつきましては、昨年度もこの会議の場で意見交換等をさせていただいておりますので、簡単にご報告させていただきたいと思っております。まず、1の趣旨ですが、従前の計画は、しあわせ信州創造プラン 3.0 の個別計画として令和5年3月に策定しておりましたが、その後の「こども基本法の施行」や「こども大綱」の閣議決定を踏まえて、昨年度末に計画の一部改訂を行ったものでございます。つぎに、3の一部改訂の主な内容ですが、こども基本法に基づく「こども計画」としての位置づけを追加するほか、計画の基本姿勢に「子ども・若者を権利の主体として認識し、個人として尊重すること」や「子ども・若者の意見を施策に反映すること」などを明記するほか、計画策定以降の新たな施策の追加等を行いました。次ページには、改訂後の基本姿勢の見直しの詳細についてまとめております。また、その次のページ以降には、計画の概要版を参考に添付しておりますので、お時間のあるときにご確認いただければ幸いです。今後の子ども・若者に係る施策づくりや施策の推進にあたっては、基本姿勢に掲げた「子ども・若者起点」、「意見反映」、「共創」の実現といった観点を踏まえ、取り組んでまいります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

（荒井会長）

ただいまの事務局の説明を踏まえて、この計画を推進していく上での課題、取組の方向性についてご意見をいただきたいと思います。データの解釈、ご質問という観点でも構いません。いかがでしょうか。

（金山委員）

長野県立大学の金山です。3 ページ目の区分 1-3 のこども家庭センターの設置市町村数のことでお尋ねしたいんですけども、現状と今後の取組の方向性のところに、市町村のこども家庭センターの設置を推進していくと書かれています。本当に地域の子どもの子育て支援をやっておりますと、市町村にこども家庭センターが設置されるということはとても重要なことだと思うんですけど、県として具体的にどのような取組をされているのか教えていただければと思いますし、本来は努力義務ではあるんですけども、設置すべきものが設置されていない事情を把握してしましたら、教えていただきたいと思います。

（児童相談・養育支援室 岡村主査）

質問ありがとうございます。児童相談・養育支援室の岡村と申します。よろしくお願いいたします。県としましては、国の指針に基づき、77 の市町村、全部の市町村での実施を基本としまして、長野県社会的養育推進計画の中でも重要な指標として掲げているものでございます。県の取り組みとしましては、地域によって実情が違っていて、例えばですね、なかなか村の設置が進んでいないというのが現状です。そういった村の課題としましては、人員、例えば専門職を配置できるのがこども家庭センターの強みなのですが、なかなか人材の確保がで

いこと、他にはですね、教育委員会と母子保健、児童福祉とそれぞれ建物が違うことで、なかなかこども家庭センターの一体的な運営が物理的に難しいことがあります。あとは組織上ですね、組織を統合し一体運営しなければならない課題がございまして、それぞれなかなか少ない人の中で、そういった調整を含めて進めていくのが非常に困難だという中で設置が進んでいないところでございます。県といたしましては、10 地域に分けてですね、それぞれ地域懇談会を7月に開催しております。その中でテーマとして、こども家庭センターの設置のための取り組みができるかどうかというのも取り上げて、懇談をしてみたいと思います。その中で、それぞれどう取り組むかというところで、課題を整理しつつ、場合によっては広域で設置ができないかという観点や組織の中でどんな課題で取り組めないかという実情に応じて、伴走支援型の取組事業を設定したり、アドバイザー派遣事業の活動を推進しまして、それぞれの課題にどこにフォーカスしてやるかということと一緒に考えながら進めているところになります。ご指摘のとおり専門職が配置できる点や、教育と母子保健と児童福祉が一体的に運営できる点というところで一本筋が入る。それがセンターの設置ということになりますので、ぜひとも検討し進めてまいりたいと思います。引き続き懇談会を開催しつつ、具体的に県としてできることがあれば、要望に応じていきたいと考えてございます。以上となります。

(金山委員)

ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。村とか町とか小さい自治体は人材が少ないこともあり、子育て支援のメニューが偏っていたり、ない事業があったりとか同じ長野県で子育てしていても地域によって受けられる支援に違いがあるのはなるべく解消出来たらいいと思いますので、よろしくお願いします。

(荒井会長)

ちなみに、複数の自治体を横断する形で広域設置している事例はあるのでしょうか。

(児童相談・養育支援室 岡村主査)

こども家庭庁へ実際に問い合わせはしているのですが、事例がないということでした、ただ現実的には人を出し合って設置をすること、お金を出し合って設置することは可能だそうなのですが、やはり組織をさらに跨ぐということで非常にハードルが高いところでございます。

センター設置も合わせてなのですが、金山委員のおっしゃられたとおりハード面の体制も大事なのですが、やはり家庭支援事業等の家庭に実際に支援を入れる事業も合わせて整備していかなければいけないというところなんです。そういった資源整備については、広域で、市町村を跨いでの事業利用はかなり進んできてはございますので、そういったあたりもですね、市町村間で地域ごとに連携をして、足りない資源があれば一緒に開発していきましょうとか、こちらで使っている資源を一緒に使いましょうという横のつながりを今作っている状況でございます。

(金山委員)

こども家庭庁に先行進事例がないというのは、長野県がこれだけ 77 市町村あるというのは全国的に見てもかなり自治体数が多い地域であり、要は長野県は日本の最先端の少子高齢化を迎えているのではないかというふうに思うんですね。なので長野県が先進事例を作るくらいの感じで小さな町村、自分たちだけではうまく支援体制が作れないところを、ぜひ県の力で良い体制を作っていただけたらなと思っています。エールを送ることしかできませんけれども、よろしくお願いします。

(荒井会長)

他に皆様いかがでしょうか。

(西村委員)

児童養護施設おさひめチャイルドキャンプの西村と申します。よろしくお願いいたします。ページで申し上げますと6ページ区分の2—1 主な数字 22 番と次の7ページ、25 番のところの2 つについて意見を述べさせていただきます。児童養護施設の施設長という立場からでございますので、この児童養護施設入所児童の大学進学率のことについてお話させていただきたいと思います。私ども長野県児童施設連盟傘下の児童養護施設 14 の中で、7 月 1 日現在、高校生は 128 名おります。そのうち養護学校高等部へ行かれていますお子さんが 23 名。定時制の子どもさんも多数います。そういう中で、この進学率を 2011 年 33%から 2024 年までに 54%の目標値。今調査中でございますけれど、この数字について 128 名先ほど申し上げましたように、養護学校の子どもも入っています。そうすると、ここでだいぶ 20 ポイント下がるという計算になると思います。大学進学、うちの施設で申し上げますと、この 3 月に高校 3 年生は 3 名で進学は 0 人です。内訳を申し上げますと、1 人は養護学校高等部それから 1 人は定時制の子どもさん、それから通信制です。いずれも大学は行きませんでした。前年度について申し上げますと、前年度も同じで 3 名おりました。3 名のうち 2 人は大学に行っております。進学率は 66%です。年によってだいぶ違うんですね。母数が 120 人しかいないんですよ。そのうち高校 3 年生になる 30 あるいは 40 人しかいない。うちの養護施設の中でこの数字の中でこういう高い目標値を掲げても年によってはだいぶ違うだろうし、障害を持った子どもさんや虐待の子どもさんが非常に増えておりますので、進学というだけでこういう数字を出すのはいかがなものかなと。不適切な言い方かもしれませんが、今、名前さえ書けば受かる大学もあるんですよ。施設の子どものさんで実は九州から「来てくださいって。名前書けばいいんですよ。学費はいりません。」て。それってどうなのかなっていうところをちょっと感じてはいるんです。もっと言うと、行ってから中退する率は非常に高いってというのが実感としてありますので、この進学した後まで私たちは見ているつもりでございますけれども、どこまで丁寧な数字の後追いをすればいいのかなと思います。

もう一つ、次のページの里親委託率です。2021 年で 21.8%、そして 2029 年に 44%という数値目標はございます。7 年で 2 倍にすると、実績をご覧くださいとこのようになっていきますね。これはこども家庭庁の方から示されている数字だと思いますので、県はそれに沿ってやっていると思うんです。ここを読んでいただきますと、乳児につきましては 40.7%になったということなんです。一方で県内に 4 つある乳児院の中で定員が実は 4 つ合わせて 49 名ですけど、乳児院にいる在籍数は今 4 つあわせて 10 名です。つまりですね、分母の方が小さくなってきているんですね。実際に里親さんに行っている乳児の数は私は増えているとは思っていません。率でこうやって出てきていますので、分母が小さくなっているから当然率は上がってくると。ですので、実数が出ていないのでこういう実数が出るのと、それから割合で出しているところでございますけれども、こういうところがですね、数字のトリックになろうかと思っておりますけれども、ちょっといかがなものかなというふうに感じております。ですので、あまりにもその目標値が高すぎて、これに向かってどんどんその里親委託っていうのは私は仕事柄見えていますけれども、首をかしげているのでそれも皆さんに汲んでいただきたいなと思います。以上です。

(荒井会長)

はい、ありがとうございました。担当課からいかがでしょうか。

(児童相談・養育支援室 岡村主査)

ありがとうございます。回答させていただきます。児童養護施設の入所児童の大学進学率ですけれども、もち

ろん一般の児童養護施設に入所していないお子さんの進学率と実際入所しているお子さんの進学率を比べた結果、圧倒的に児童養護施設に入所しているお子さんの進学率が低いということから、国がこういった原因を考えた上で進学できるような施策を打ち出していることになります。今、西村委員のおっしゃったとおり、児童養護施設の中には生活上の理由とか家庭養育が難しいということで入所していらっしゃるお子さんいるんですけれども、中には先ほどおっしゃったとおり養護学校に通うような大学進学がなかなか難しいお子さんも含まれているというところがございますので、単に 18 歳を迎えて高校卒業する年齢のお子さんの進学率だけやってしまうとですね、やっぱりそこが取組の結果に正確に反映されるか、やっぱりそこはうまくいかない。本来ですと大学進学を必要な説明を受けて、なおかつ希望したお子さんのうち、進学できたお子さんっていうのがおそらく我々が目指すところだと思っています。そういった意味ではご指摘の部分は受け止めてございますので、ただ国が出している指標にあわせて設定をさせていただいているので、今のご意見を受け止めさせていただいて、わかりやすいように進めてまいりたいというふうに考えています。

2 番目のご質問の委託率に関してですが、こちらについても委託率というのを説明させていただきますと、例えば障害があるお子さんとか、専門的な治療を必要とするお子さん、もしくはぐ犯行為があるような、そういった専門的な対応が必要なお子さんは除いてございます。ただ単に家庭養護が家庭の事情であったりで成立しない、家庭では権利が守られないお子さんたちが入っていらっしゃるところが分母になります。そのうち生活上の課題を理由に入所したお子さんのうち、どのぐらいの割合のお子さんが里親に委託されているかという数字になるんですけれどもこの数字はですね、やはり西村委員おっしゃるとおり、いろんな状況によって変動しますので、単にこれが高ければ進んでいるかというわけではないかもしれません。ただ一方で、10 人のうち 4 人はそうは言っても里親さんに行けているという数字にもなりますので、特に乳幼児に関しては特定の養育者と愛着を形成して生活することで、お子さんの万が一不安になったときに安心して頼れる存在がある。それがいつも変わらない存在であるっていうのは里親さんの強みになりますね。施設だとシフト上、変わっていつってしまうので、里親さんに委託することで、乳幼児の発達が非常に良くなっている。将来にわたって非常にアタッチメントがしっかり形成できるので非常に良い予後経過を過ごせるということがわかってきておりますので、その乳幼児その中にはそういった事情になります。ただ一方で、おっしゃるとおり、入所の人数ですね、分母によってその辺の数字が変わってきますので、一概に言えないなというところではそのとおりかなと考えてございます。ただ、目標としてかなり里親の数を倍増していかなければ、なかなかその目標値には到達しないと考えておりますので、現在約 250 家庭の里親を令和 11 年度に 500 家庭に倍増していくことを考えておりますので、あらゆる取り組みを行っていく必要があると思っていますが、ただ児童養護施設の皆さんにとっては非現実的な数字であったり、かなりそれで里親委託が進めば進むほど定員が下がっていくということで施設の中での変化とか、かなり激しいものと認識しております。もちろん数字のためにこの計画を推進しているわけじゃなくて、子どもにとってやっぱりベターな選択をしていこうという計画の目標にしてございますので、我々は子どもの最大の権利を考えた上で、そういったアタッチメントの考え方、そして毎日の養育者がそれがずっと続いていくというパーマネンシーという考え方なんです、保証できるような体制を目指していくし、作っていく必要があるということでの目標でありますので、なので非現実的だということのご意見は受け止めてたいと思いますけれども、やはりこれを掲げて、そうは言っても考えて取り組んでいくことが我々大人の使命としておりますので、そういったあたりでいろんな議論を実際に関わる皆さんすべてと交わしながら検討してまいりたいと考えております。

(西村委員)

家庭養育推進が原則ということはもう国が決めたことでそれに従ってやることはわかるのですが、現場を今やっている立場からすると、実は里親不調になって施設に戻ってくるお子さんが増えているんですね。この

実数が出てこない、見えてこない。都合のいい数字は出るけど、それが見えてこないところがありまして。うちに今いる複数の子が里子や里親さんに行って戻ってきている。だからそこがですね、やっぱり世間に一般の方にわかってもらえてないということで、里親さんをいかに増やしていこうかという気持ちはわかりますけれど、里親さんが虐待をしてしまうケースがいくつかあると思います。その率は、実は児童養護施設よりも里親さんの方が高いのですね。実数は、児童養護施設の方が多いかもかもしれません。それは人数が多いから。でも、そこを率で考えると、里親さんの方が里子に対する虐待率は高い、そういう現実是一方であるので、みんなで里親を増やしましょうという雰囲気作りを国が進める一方で児童養護施設等という施設養護は否定されてきているっていうような、私はもう長年やっていてずっと感じているところなんで、個人的な気持ちかもしれませんが、施設をやっている立場からすると否定されているような気持ちになっております。

(荒井会長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(木村委員)

一般社団法人フォースマイルの木村と申します。まずいくつかお聞きしたいことがあったんですが、まず4ページの13番の保育所の待機児童なんですけれども、30人ということですからかなり増えているんですが、どういう状況だったのかわかればと思いました。また6ページの20番の信州こどもカフェ数、設置市町村数というところなんですけれども、これもなかなか77市町村にたどり着かない状況なのかなっていうふうに思います。先ほどの子ども家庭支援拠点もそうなんですけれども、信州こどもカフェっていうのは民間の居場所ではありますけれども、相談ですとかそういったことで市町村の子ども課とも繋がる場所も多く見受けられるので、充実することで、支援拠点がいない市町村に何か少しでも支援が届きやすくなるのかなっていうのを思いました。信州こどもカフェ数と関連して、例えば9ページの32番の自殺死亡率、こちらはまだ24年度は調査中っていうことなんですけれども、こういったところですか、あと10ページの36番の朝食を欠食する児童生徒のようなところも、せっかく信州こどもカフェということで県がとりまとめている部分もありますので、この状況を少しそういった居場所にも周知していただいて、何らかの朝食欠食しないようにする取り組みですとか親御さんへの働きかけもとても大切なんですけど、やっぱりそれでもできない家庭があるところが一番困っているところだと思うので、そういった民間の団体が支援できるような体制の声かけとかはどんなふうになっているのか教えてください。

(荒井会長)

ありがとうございました。それでは担当課からお願いします。

(こども・家庭課 羽入田保育係長)

令和6年度の状況としましては、令和6年の4月時点で30人の待機児童が発生しているところでございます。待機児童が発生している原因については、保育士数が不足していることが一因に上げられるかと思います。

当課といたしましては、保育士確保策として保育士のマッチングの支援を県社会福祉協議会に委託して実施しているほか、0歳児・1歳児クラスに基準以上に保育士を配置している事業所に補助金を交付するといった支援を市町村を通じて実施しているところでございます。保育士確保については当課においても重要な課題であると認識しておりまして、引き続き保育士確保についての取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上です。

(次世代サポート課 馬場課長)

次世代サポート課長の馬場です。続いて、20 番信州こどもカフェについて説明いたします。今 77 市町村での設置を目指して取り組んでおりますが、記載のとおり令和 6 年度末は 54 市町村で 224 か所ございます。長野県は小規模町村が多いですので、村などでまだ設置できていない状況になっていると思います。今年度、町村向けのこどもカフェのセミナーも計画していますので、特に町村役場の方もしっかり設置することが大事だということで、働きかけをしていきたいと考えております。

それから、自殺率とか朝食の欠食の説明がありましたけれども、信州こどもカフェでは、通常の子ども食堂の機能に加えて、毎月 1 回以上開催するとか、食事提供や学習支援、悩み相談などの複数の取組をするようにして設置を推進しております。様々な悩みや困っていることも相談できるようになっていますので、お子さんや保護者の方に来ていただき、安心感を与え、食事の大切さなどについても話ができるようにしていきたいと考えております。

(荒井会長)

はい、ありがとうございました。木村委員の方からいかがでしょうか。

(木村委員)

はい。待機児童の方については、要するに、保育士が足りないからというのが主な理由ということで、働き方というか都会に流れているというようなこともお聞きしますが、今後、マッチングだけでその人材が確保できるのかちょっとよくわからないんですが、もし今後の取り組みで何かいい取組があれば教えてください。先ほどの信州こどもカフェについては、信州こどもカフェの条件が月 1 回以上ですとかになるので、ない町村も、もしかしたら例えば 2 ヶ月や半年に 1 回というような場所がある可能性もあると思います。そういったところを支援できるような方策を取っていただくか、先ほども子ども家庭支援拠点のところで市町村連携というお話がありましたけれども、小さい市町村でつくることができなければ、隣の市町村と一緒にできるような、そういったことももしかしたらあるのかもしれないと思って。各地域で広域でやっている消防とか介護保険とかそういったものがあると思うんですけど、なんか子ども関係もそういったところに入ることはできないですか。

(荒井会長)

マッチング以外の方法論について何か検討されていることがあれば、いかがでしょうか。

(こども・家庭課 羽入田保育係長)

保育士確保については、マッチング支援だけではなく成り手の確保や離職者を出さないための職場の環境改善等が重要なポイントであると考えております。成り手の確保につきましては、保育士になりたいという夢を持っていた方が、途中でその夢を諦めてしまうことのないよう保育職の魅力発信が重要だと考えています。今年度、こども・家庭課の新規事業といたしまして、高校生等を対象に県内の保育所を巡るバスツアーを実施しております。昨日第 1 回を実施したところ好評だったこともありまして、こういった形で保育の魅力に気づいていただく機会を作っていきたいと思っております。職場環境改善につきましては様々な観点があるかと思いますが、例えば業務負担の軽減のための ICT の導入の推進ですとか、職場内における良好な人間関係の確立が重要になってくるかと思うので、そういった観点を含めたマネジメント研修を今年度から実施しています。これらの施策等により引き続き保育士確保の取り組みを進めていきたいと考えております。

(次世代サポート課 馬場課長)

信州子どもカフェの定義については、先ほど月1回以上開催するものなどと申し上げましたが、子ども食堂には半年に1回とかそういったところもあるかと思います。信州子どもカフェの定義に当てはまるところに対しては、運営費の補助制度がございます。現在は、寄付金を活用して支援していますので、1団体当たり3年限りとなっておりますが、財源の兼ね合いにもなりますけれども、今のご意見を踏まえて、そういった点も改善できるかどうか検討してまいりたいと思います。

それから、市町村連携や広域連合で取り組むということについて、信州子どもカフェ以外でもいろんなところで話が出ていますが、人口減少が進んでおり、これからの時代はいろんな分野で必要になっていくと思いますので、そういった点についても検討してまいりたいと考えております。

(荒井会長)

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(竹内委員)

長野県公認心理師・臨床心理士協会の竹内と申します。よろしくお願いします。9ページ20歳未満の自殺死亡率のところでは、私、子どもの自殺危機対応チーム参加しておりますけれども、やはりこの数値を見るとすごく忸怩たる思いがございます。一つ下を見るとSOSの出し方教育を実施する学校の割合ってところで、私も学校教育っていうのはものすごく大事だと思ってこれはすごく嬉しい数字だなと思っています。教育が進んだからすぐに反映されるかどうかというところは難しいこともあるかと思うんですけど、SOSを出した後の子どもの受け皿の充実も非常に大事じゃないかなと思っています。先ほど子どもカフェのところでも、そういった受け皿っていうのがあって、私もそういう場所がどんどん増えてくれるといいと思います。私どもも本当誠心誠意そういったSOSを出してくる子ども達に向き合っていますけれども、ちょっと専門的なところに相談するってすごく子どもにとってハードルが高いので、その中間的なところで受け止めてくださる場所っていうのができるという思いがあります。

(荒井会長)

貴重なご意見ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(荒川委員)

長野県弁護士会の荒川でございます。指標としては2-1に関わる場所です。母子家庭に関する支援というところで、ここにも記載されていないものも多く支援されているかと思うのですが、母子家庭の母子っていうところは、あくまでも離婚したシングルマザーという理解でよろしいでしょうか。その中に、もし離婚はしてないけど別居をしてお子さんを育てているお母さんっていうところがあれば、それに対する支援があれば教えていただきたいと思います。

(荒井会長)

母子家庭の定義についてお願いします。

(次世代サポート課 馬場課長)

確認してからお答えします。

(荒川委員)

離婚してということであれば、もちろん母子含めて法律もあって支援があるんですけども、やはり我々が実際に相談を受ける中でいろんな理由があって別居してお子さんを連れて生活しています。ただ、配偶者からは生活費とかもらえませんので、仕事をしたいけれどもお子さんの年齢が小さいので働きに出る時間が少ないと。むしろその支援っていうのは必要なのかなと思うのですけれども、児童手当もなかなか貰いづらい。差し押さえをしようにも相手は自由業だからってところもあって、ちょっとどうしても隙間、穴に入ってしまうっていうところもあり、そこに対する支援もご検討いただきたいと思います。

(次世代サポート課 馬場課長)

持ち返りまして、回答させていただきたいと思います。

(荒井会長)

非常に重要なご意見をいただきました。他にいかがでしょうか。

(照井委員)

株式会社プリマペンギーノの照井将人と申します。会社の方で教育の魅力化を通じた地域活性化ということに従事しておりまして、その関係で市町村の役所、役場の方々と一緒にさせていただく機会が多いんですが、そのような観点から一つ項目をピックアップして発言ができればと思っています。資料は5ページ、1の6信州自然留学者数、山村留学者数というところでございます。ここは先ほどの説明で実績としては少し後退しているというような報告がありました。ここに関して二つ、発言をさせていただきます。一つは事例の紹介でもあり、観点というところで申し上げたいと思います。信州自然留学、山村留学は小・中学校を対象としていると思いますが、保育園留学あります。また、高校生を対象としている全国募集を前提とした地域みらい留学という取組もあります。手元で見る限りでも、保育園留学、長野県で園としては1園受け入れているという実績がわかりました。それから高校生を対象とした全国募集の地域みらい留学というものも、県内の県立高校で新校も含めて、今三つの高校がエントリーし、全国から生徒さんを募集しているというような状況でございます。それと、山村留学の枠組みにとどまらない中で、ご家族のご判断とかそういったことで長野県に移住し、よりよい教育を求めていらっしゃる方々も多くいるというふうに思っております。後退というふうな項目で挙がっていますが、広く教育分野に関わる私からすると、実感としてはもう少し長野県に来ていただいている方が多いんじゃないかなというふうに思うので、山村留学にはとどまらない観点、見方があるということで一つ発言ができればと思いました。

それから二つ目でございます。二つ目は、同じ項目になるんですが、今後の取り組みの方向性に関する内容について発言ができればと思います。一つ目で述べたことにも繋がってくるんですが、後退してしまって過去の実績よりも、人数が減ってしまったからといって声をかけていかねば。つまり、広報・告知を強めていかねばというような方向性も十分わかるんですけども、そうしたいいわゆる全国募集をしたりとか、また他県から移住をしてきてくださるっていうような施策に関わっている私からすると、順番としては生徒さんが他県から来てくれて、人数が増えたから賑わいが出てきたというよりは、そもそも教育が魅力的になったことによって、県外からも人が来るようになった。ていうのが本質なのかなと思っております。なので、広報・告知に力を入れることは、これはもう当然なんですけど、それ以上にそもそも長野県の高校は山村留学小中学校でもいいんですが山村留学をする長野県で、この地域で学校生活を送るっていうことの魅力がそもそも何であるのかということをはきちんと言語化すること、それからその教育の魅力化そのものに予算を投じていくっていうような政策感っていうのがより重要なかなと思いましたので、もし、ご検討いただけるようであれば、取り組みの方向性のところに改めて教育

の質を高めていくってというような文脈で何か加筆ができないかなと思いましたので発言いたしました。

(荒井会長)

建設的なご意見をいただきました。事務局の方でいかがでしょうか。

(次世代サポート課 馬場課長)

長野県は、長年「移住したい県ナンバーワン」と人気がありますが、その要因の一つとして「教育移住」が注目されています。資料5ページの17番にもありますように、「信州やまほいく」などの取組に加え、照井委員からご紹介いただいた保育園留学や高校生を対象とした地域みらい留学など、山村留学の枠を超えた多様な形で県外からの受入れが進んでいることは、非常に参考になるご意見だと感じております。今後の取組の方向性を検討する際には、教育の質の向上や、長野県で学ぶことの価値をしっかりと言語化し、政策として位置づけていくことができるようにしてまいりたいと考えております。

(荒井会長)

他にはいかがでしょうか。

(伊藤委員)

コミュニケーションズ・アイの伊藤と申します。2点ございまして、5ページの1-4の男性従業員の育児休業取得について、どれくらい取り組みが進んでいるのか、今後の取組と方向性についてお伺いしたいのですが。実際に今、取得するだけでなく取得期間の長さですね、例えば里帰り出産から戻ってきてご主人も3か月か長くて半年間育休を一緒に取りますといった場合も、正直職場の方で30代、40代の一番中核の方がその期間離れることになった場合、職場の並走支援という意味で、体制をどう作るかという人的確保や職務分掌をどうしていくかっていうことについて、例えばその期間そこに対する何か支援があるかということで、県の方では、並走支援体制について、どのようにお考えかということをお聞きしたいです。

もう一点は、1ページのところの1-1 県内出身学生のUターン就職率で、これも母集団の学生はどんどん少子化しております。県内の進学率は一定程度はありますが、年度によって違いがあります。産業労働部が首都圏のみならず、北陸・中京圏、そして関西圏にどんどん足を運びになられて、それぞれの進学先の大学と直接非常に密なお話をされていると伺っていて素晴らしいなというふうに思っております。同時に非常に地域間の獲得競争は激しくなり、各県が自分の県をブランドとして学生側にしっかり県として売り込んでいくことはすごく大切なことだと思います。もう一つはUターンというところで、地域のやはり県内企業に対して戻ってくると本当に素晴らしいよって言う啓発をぜひ進めていただきたいたと思います。一点、情報提供です。令和6年の賃金構造基本統計調査、厚労省の調査で、都道府県別の初任給のランキングが出ております。都道府県でトップの初任給出している県は1位が群馬県で2位が滋賀県で3位が愛知県。つまり東京ではないんです。東京は5位で、長野県は都道府県別の初任給のランキング11位で、大阪より上なんです。私達が思っている長野県の初任給って、首都圏や関西圏より低いんじゃないかと、長野県で働いてもというより、そういうところでまず働いてから長野県に戻ればいいんじゃないかと、もし思っているとすると、非常に初任給も含めて長野県の企業がとても頑張っていて、少なくとも去年の調査の中では長野県は11位で大阪よりは上だった。そういった長野県の企業の日々頑張りながら、いかに若者を獲得していくかっていう底力が今しっかりある。ある意味多様に長野県企業を長野県としてPRしていくところについても何かご検討があれば教えていただければと思います。

(労働雇用課 北澤課長補佐)

労働雇用課でございます。2点お話を頂戴いたしました。育児休業の取得支援の関係でございますけれども、確かに委員のおっしゃるとおり、育休取得期間については奨励金という形で出させていたしておりますけれども、取得自体にはだいぶ理解が進んできて取得は進んできたと考えております。我々が今議論をしているのが、委員ご指摘のとおり、今例えば14日以上取った場合と28日以上取った場合と3か月以上でお出ししているんですが、その期間をもう少し考えて、最初の一步が始まりましたので、もうちょっと長くなにかできないかっていうのは議論を始めているところです。それについてやはり不在期間のスタッフが当然ございますので、伴走支援を10社程度やらせていただいておりますけれども、委員のご発言も踏まえてより充実した支援が必要だと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

それからもう1つUターンでございますが、我々の活動をよくご存知いただいてありがとうございます。ご紹介いただきありがとうございます。先ほどの賃金調査の方も私もちょっと前に拝見しまして、驚いていたところですけど、感覚的にはやっぱり東京、首都圏、関西圏が高いと思込んでいたんですが、長野県11位で1位は群馬県ということで、この辺も地域間競争激化ということもおっしゃられましたけれども、ご本人だけでなく親御さんへのアプローチも大事だと意見をいただいておりますので、私も親御さんへのアプローチの仕方の議論を始めております。いただいたご意見を参考にさせていただきまして進めさせていただきたいと思っております。

(荒井会長)

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

(和田委員)

今、育休のことについてお話がありました。県内企業に推進を求める以前に、やっぱり県職員自体の育休の取得を高めること、これは意識的に進められていて変化は作られてきていますけれども、それをさらに進めて、そしてそれをやはり民間企業にも奨励していくということも進めてほしいということで、この議会でも取り上げられてきているところであります。そして同時に先ほど言われたように、育休の取得期間があまりにも短いということで、これ本当にもう少し利用者やそれからどのタイミングで育休を取得するかということも、企業と家庭と両方をよく見て、期間をただ延長する、そういうことも必要ですけどもどのタイミングで取得をするかということで、ぜひ事例をさらに見つけてほしい。そういうふうに思います。それから給料ですけども、群馬県などもそうですけれども、地元企業が賃上げをする、そういうところに直接的に群馬県もそうですけれども、支援のための支援・補助・助成をするということを全国のいくつかの都道府県、東京都は違いますけれども、実施している。そして、徳島県のように最低賃金ですけども諮問された最低賃金よりもさらに県独自に引き上げをするということで、最低賃金が全国一律でない中で、そういうところに最低賃金を引き上げる諮問をしながら、県内で働く初任給の高さだけでなく、どういう企業に働いても一定の賃金が得られるというところに、もう少し県としても最低賃金と真剣に向き合ってほしいというふうに思っています。以上です。

(荒井会長)

ありがとうございました。事務局からはいかがでしょうか。

(次世代サポート課 馬場課長)

ご意見として承りました。また検討させていただきたいと思っております。

先ほど県職員の男性の育休取得のお話がありましたが、この点についてお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど 16 番の指標の 44.6%は民間企業の率でございますが、昨年度の県職員の率では、1 日以上の育休を取った男性職員が 94.2%、2 週間以上取得した男性職員が 93.3%、1 か月以上取った職員が 71.7%となっており、かなり取得している状況と思います。引き続きより長く取得できるようにするとともに、民間企業にも広げていければと考えております。

(労働雇用課 北澤課長補佐)

先ほど和田委員のご発言で賃上げへの直接の支援ということでお話ございましたけれども、何度かこれまでも議会等で話題にさせていただいておりますが、確かにそういった件でございます。我々としてしましては現在のところでは、まず直接に賃金に補助するというよりも、企業自体がそういう体力をつけていって、結果として賃金が上がるとそちらの方に注力して取り組んでおりますので、そこはご理解いただければと思います。

(和田委員)

その賃上げのことについてはこの間議論してきた。これはただこれから引き続きですけれども、私はやはり最低賃金の引き上げですけれども、諮問された部分以上にもう少し努力してもらえないかということを機関に投げかけるということでもあります。そして今皆さんもお聴きになったとおり、県の職員、男性職員の育休の取得率が目を見張るほどほんの少しの間に上がったわけです。現実には、ですから、これをどのような努力をしてここまで引き上げてきたのかそしてそこにバックアップする体制も含めてとらなければ休みが取れないというところをしていく、現実になんかそうになっているところを民間ではなかなか厳しいという、公務員だからだということに落とし込まれないように、どこが利点だったのか前進したのかということをもう少し反映させてほしいと思います。

(荒井会長)

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(木村委員)

フォースマイルの木村です。お願いといいますか。2 点あるんですけれども、3 ページの 10、11 の理想の子ども数を持たない理由っていうのが 2 つありますが、こちらの今後の取組の方向性というところで、子育てに関することが書いてあります。できれば女性スタッフですとか女性の役職登用ですとかジェンダー平等の観点っていうのを入れていただきたいなと思っていて、そういったところが女性が都会に出て行ってしまう原因だと特に私の住んでる田舎ではよく言われるものですから、そのあたりの観点もちゃんと入れて欲しいなっていうのが 1 点、それと 8 ページ目の 27 番のフリースクールのところですか、戻って 7 ページの 26 番の不登校児童の関係なんですけれども今後の取組の方向性というところで、市町村との連携とか関係機関の連携というふうに書かれているんですけれども、先生方が民間の団体フリースクールと交流したときに非常にお子さんの対応に困っている。要するに引きこもって姿が見えない方の対応について特に困っているっていう話を聞くんですけれども、そのときにやっぱりフリースクールとか民間の団体と先生方の話をする場が欲しいっていうことを聞きました。連携って一言で済ませているんですけども、先生方とそういった対話ができるような場を今後作っていくような取り組みをしていただけたらなと思います。

(荒井会長)

いかがでしょうか。

(次世代サポート課 馬場課長)

1 点目の方、10 番、11 番の理想の子ども数を持てない理由に経済的負担を挙げているところにつきましては、確かに今、地域から女性が転出しているということがありますので、そういった観点で今後の施策の検討に活用させていただければと思っております。

それから、26 番、27 番について回答させていただきたいと思います。木村委員のいらっしゃる諏訪地域は、県内でもフリースクールと学校や教育委員会との連携がよく取れている地域であると認識しております。県の方でもフリースクールの方との連携の場としてオンラインとかそういったようなイベントで今まで開催してきたところではありますが、委員のおっしゃられた趣旨とすれば、対面での意見交換や交流の機会の充実ということかと思っておりますので、今後はそうした機会もできるだけ設けていけるよう、市町村教育委員会をはじめとした関係機関と連携しながらフリースクールの皆さんとも意見を交わし、より良い連携のあり方を一緒に考えていきたいと考えております。

(荒井会長)

他にご意見がないようでしたら次に進めさせていただきます。

資料 2 子どもの性被害と条例の適用状況について事務局から説明をお願いします。

②子どもの性被害と条例の適用状況について

(次世代サポート課 高野課長補佐兼青少年育成係長)

次世代サポート課の高野でございます。資料 2 の「子どもの性被害と条例の適用状況について」を説明いたします。1 番の「子どもの性犯罪被害の状況」でございます。これは、長野県警察が認知・検挙した件数となりますが、刑法犯、特別法犯、県の条例違反といった違反種別ごとに、子どもが被害となっている件数や人数を表したものでございます。グラフをご覧くださいと、年により増減を繰り返していますが、令和 6 年は、刑法犯（強姦性交等・強制わいせつ）は 33 件と、前年と比較してやや減少したものの、ほぼ横ばいとなっております。この背景には、令和 5 年 7 月に施行された刑法改正により、不同意性交等・不同意わいせつが新たに規定されたことが影響しており、被害の認知が進む一方で、啓発活動や防止策の実施により、一定の抑止効果があったと考えられます。一方、児童ポルノ関連の被害児童数は 14 人と、前年から大幅に減少しています。県警によると、明確な要因は特定されていないものの、学校や家庭における情報モラル教育の浸透が、被害の未然防止や早期発見につながっている可能性も考えられます。グラフの下に記載している表ですが、上の表が県内、下の表が全国の違反種別ごとの件数等をお示ししているものです。また、その下のグラフについては、令和 5 年の都道府県別の青少年保護育成条例等の検挙件数をお示ししております。次のページをご覧ください。一番上に参考として掲載した、「SNS に起因する事犯の被害児童数」と「児童ポルノ事犯における自画撮り被害児童数の推移」をご覧ください。県内の「SNS に起因する事犯の被害児童数」および「児童ポルノ事犯における自画撮り被害児童数」については減少傾向にあり、ともに過去 6 年間で最少となっております。これは、右側の全国においても同様の傾向にあり、「SNS に起因する事犯」、「自画撮り被害」とともに過去 6 年間で最少となっております。続いて、2 番の「長野県子どもを性被害から守るための条例」の適用状況でございます。本条例は、平成 28 年 7 月に施行され、他県の青少年保護育成条例とは異なり、子どもを性被害から守る点に特化した条例で、予防のための教育、被害者支援、県民運動の推進、規制により子どもを性被害から守るための取組を相互的に推進するものとなっております。条例の概要につきましては、資料 2 の最後にリーフレットがございますので参考にさせていただきたいと思っております。1 か所訂正をお願いしたい箇所として、裏面右側の「平成 28 年 11 月から禁止される行為」に記載され

ている「2年以下の懲役または100万円以下の罰金」という表現につきましては、刑法改正により、「懲役」が「拘禁刑」に変更されております。正しくは「2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金」となりますので、訂正のうえご承知おきくださいますようお願いいたします。資料2ページの2にお戻りいただき、条例では罰則を伴った規制項目としては、17条に威迫等による性行為等の禁止、19条に午後11時から翌朝4時までの時間帯における深夜外出の制限について定めているところです。表は、罰則の適用がある違反事犯の件数について、県警からの情報提供をもとに集計したものでございます。威迫等による性行為等の事案につきましては、条例の罰則規定が施行された平成28年11月1日から現在まで、県警から県への情報提供はございません。また、深夜外出制限違反につきましては、昨年度県警から県に情報提供があったものは0件で、これまでの累計は5件でございます。その下の「威迫等に該当しない性行為等」いわゆる第2類型と言われるものですが、これは本県の条例においては罰則の規定はありませんが、該当案件は、県警から情報提供をいただくことになっています。昨年度は0件、これまでに5件の情報提供がございました。3番は、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」において、令和6年度中に受理した性被害に関する相談件数のうち、被害者の被害時年齢が18歳未満の件数となります。4番の「長野県内の児童相談所の状況」につきましては、令和6年度中に、県内の児童相談所が相談対応した児童虐待相談件数は2,833件で、そのうち性的虐待は26件となっています。今後も、子どもの性被害の状況を踏まえながら、引き続き、官民が一丸となって被害防止に向けた取組を進めてまいります。続きまして、3ページをお願いします。令和7年度における「子どもを性被害から守るための取組関係事業」でございます。昨年度から事業の拡充などをした主なものについてご説明いたします。まず、3ページの2、「子どもの性被害予防のための取組支援事業」につきましては、令和6年度に地域において開催された学習会、研修会の開催回数は185回、参加者数延べ21,768人で、令和5年度と比べ、回数はほぼ同数となっておりますが、参加者数は2,800人余の増となっており、今年度も増加が見込まれています。次に、4ページの8、「インターネットの適正利用の関係ですが、真ん中の「青少年のネットトラブル相談事業」についてでございます。令和6年度の本事業に係る予算額は、前年度とほぼ同額となっております。一方、相談件数は209件と、令和5年度の333件から約100件減少しております。この背景には、相談内容の複雑化・深刻化があり、1件あたりの対応時間が増加していることが主な要因です。主な相談内容としては、オンラインゲームにおけるボイスチャットやSNSアプリのメッセージ機能を通じた対人トラブル、SNSアカウントの乗っ取り、詐欺広告などが挙げられ、内容は多岐にわたっています。近年、インターネット利用の低年齢化や長時間使用が進んでおり、今後も同様の相談が継続的に寄せられることが見込まれます。続きまして5ページの15「信州こどもカフェ運営支援事業」でございます。令和6年度末の信州こどもカフェ設置数は、「224か所」、前年比プラス6か所の増加となっています。それから、20「スクールソーシャルワーカー活用事業」、また6ページの28「スクールカウンセラー事業」につきましては、予算額もそれぞれ増額しており、様々な悩みを抱える児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、事業のさらなる充実を図っているところでございます。本日の議論等を踏まえ、子どもを性被害から守るための取組をさらに推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(荒井会長)

ありがとうございました。皆様からご質問、ご意見をいただけたらと思います。

(宮原委員)

こどもとメディア信州の宮原です。いつもお世話になっております。性被害が昨年度、一昨年度に比べて減ったということは非常に良かったなと思うところです。我々の講演活動であったり、キャラバン隊に加わせていただいている活動が功を奏したことかもしれないと思っています。3ページの項目4番ですけど、令和6

年度と7年度で予算額がかなり減ったように見えますが、これはキャラバン隊の回数も今年減ったってことなんでしょうか。そうじゃなくて別の事業が一つ終わって減ったということなのか。結構キャラバン隊は要望が多く、私も学校現場にいた時はお願いしても当たらなかったという声も聞きますので、かなりリクエストが多いんじゃないかなと思うんですが、予算が減った理由を教えてください。

(心の支援課 向井課長)

予算の詳細について今資料を持っていませんので、後ほど回答します。

(荒井会長)

他にはいかがでしょうか。

(若林委員)

NPO法人グランドリッシュの若林です。フリースクールがどんどん増えてきているんですが、フリースクールや私立の学校とか、スクールソーシャルワーカースクールカウンセラーがいないような場所で性被害などの重大な事案を職員が把握した場合、どのように関係機関へ伝え、連携していけばよいのか、県としての方針や今後の予定があればお聞かせいただきたいです。

(次世代サポート課 馬場課長)

現在、県ではフリースクールの認証制度を進めており、その過程でスタッフの確認なども行っているところです。ただ、実際に子どもたちがどのような状況で過ごしているかといった点については、十分に実態を把握できていない部分もあるのではないかと、今のお話を伺って感じました。学校での違和感の把握や、教育委員会との連携も含めて、こうした情報が寄せられた場合にどのように対応すべきかについては、貴重なご意見をいただきましたので、今後の検討課題としてしっかりと受け止め、関係機関と連携しながら対応のあり方を考えていきたいと考えております。

(荒井会長)

もし具体的にご提案があればご発言ください。

(若林委員)

日々フリースクール活動の中で、子どもさんの方からどこまで本当かわからないような話も含めて、現場の職員たちで話を聞いていて、それをしっかりと議題に上げて、課題として、会議に乗せていくのかっていうのはその中で話し合うことでもあるんですけども、一応そういう話があったとか、子どもたちが遊んでいる様子を見ていると、子ども同士で性の興味が強い子がいるなっていうのを、元級の学校の先生にも伝えた方がいいかなという落としとか結構細かに出てくるので、例えば何かそういったものをアンケート的なものをフリースクールで支援をしている中で、課題を感じることはありますかっていう中に性的な項目などを入れていただいて、県としてそんなに性に関する課題を抱えているフリースクールが多いんだっていうことを把握していただいてから、その先に何か多ければ、何らかの施策に繋がるのではないかなと思うんですけども、一つのフリースクールで独自にやり始めてもやっぱりあれなので、県の皆さんでやっていただくと、数や統計にもなるのではないかなと思いました。

(次世代サポート課 馬場課長)

ありがとうございました。検討させていただきます。

(荒井会長)

他にはいかがでしょうか。

(西村委員)

おさひめチャイルドキャンプの西村です。6ページの29番で教職員に対する研修等を活用した取組をすると言っていますが、ちょっと違う視点なんですけど、数週間前から全国紙で先生方の盗撮というような事件が新聞紙上を賑わせて、特殊な人だと思えるんですけど、そういうことを考えたときに、こういうふうに先生方の研修が大事だと思えるんですが、大学の教育学部の学生さん教育実習で現場に行きますよね、それからうちのような児童養護施設だと保育士養成校の学生さんが現場に行きます。ああいう若い人たちに、まだ実際に先生になる前の人たちへの教育現場のところで、やっぱりこういうことを話しをされた方がいいんじゃないかなと思います。日本版DBSが福祉現場では来年度から適用されて、採用に当たって性的犯歴の有無を国レベルでシャットアウトできるような仕組みになるので教育学部の現場でもDBSが適用されるような仕組みもあるといいなと思いました。

(荒井会長)

はい、ありがとうございました。現状では教職課程において、性被害について学ぶことが必修となっているかというところではございません。ただ、各科目担当者においては、由々しき状況ということをお伝えできているという状況はございます。

(荒井会長)

それでは資料3をご覧ください。ヤングケアラーについて、担当からお願いします。

③ヤングケアラー支援について

(次世代サポート課 高野課長補佐兼青少年育成係長)

お手元の資料3をご覧ください。皆様方におかれましては、すでにご承知の方も多いかと思いますが、令和6年6月に改正された「子ども・若者育成支援推進法」において、ヤングケアラーは「家族の介護や日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義され、この法改正により、ヤングケアラーは、国や自治体が支援に努めるべき対象として、明確に位置づけられたところです。ヤングケアラーの問題点は、何よりも子ども自身の権利が守られていないということにあります。イラストのとおり、本来、子どもが持つべき「遊ぶ時間」「学ぶ時間」などが、家庭内のケアによって奪われてしまい、心身への負担や将来への影響が大きくなることが懸念されています。続いて、資料の2ページをご覧ください。こちらには、ヤングケアラー支援の全体像が示されており、こども家庭庁が示す支援の流れは、以下の4つの段階に分けられています。1つ目は「気づく」。ヤングケアラーは、自ら声を上げることが難しいため、周囲の大人が子どもの変化や負担に気づくことが支援の出発点となります。特に学校現場など、日常的に子どもと関わる場面で、子どものSOSを見逃さないことが大切だと言われています。2つ目は「情報集約（共有）」。

市町村のこども家庭センターなど、支援の中心となる部署に情報を集約し、教育・福祉などの関係機関と情報共有を行います。3つ目は「支える（具体的な支援）」。

関係機関が連携し、ケアの負担を軽減するための福祉サービスの導入や、本人への寄り添い支援を行います。そ

して、最後が「見守る」。支援が一旦終了した後も、ヤングケアラーの状況に変化が生じる可能性があるため、継続的な見守りが必要です。日頃から子どもや家族と接点のある機関を中心に、見守り体制を構築していくことが求められています。続いて、ページ下のスライドはヤングケアラー支援における市町村と県の支援の役割分担を、支援の流れに沿って段階ごとに落とし込んだものとなっております。市町村は、主に18歳未満の「こども期」の支援を担うこととされており、こども家庭センター等を中心に、個々の児童の状況に応じたサポートプランの作成と、包括的・計画的な支援の展開が求められています。一方、県の役割は、主に18歳以上の「若者期」の支援を担うこととされており、18歳以上のヤングケアラーに対する、個別相談への対応や、個々のニーズ・課題に応じた市町村へのつなぎ、さらに精神的なケアやピアサポート体制の整備が求められているところです。いずれにしても、年齢によって支援が途切れることがないよう、市町村と県の調整機関が連携して支援を継続することが重要となっております。次に、資料の3ページをご覧ください。こちらには、令和7年度における県の取組を記載しております。今年度取り組んでいる事業は、まんなか辺りに記載のとおり5つあり、昨年度からの継続事業として、専用相談窓口の設置、ヤングケアラーコーディネーターの配置、各種研修会の開催、外国語対応の通訳派遣がございます。これらに加え、今年度新たにに取り組む事業として、ヤングケアラーの実態調査を実施することとしております。この実態調査につきましては、資料6ページの下段に概要を記載しております。ヤングケアラーの実態把握による具体的支援と、今後の支援策の検討を目的としており、調査対象を、県内の高校生・大学生・短期大学生約8万人に加え、高校中退などにより、就学していない概ね16歳から22歳までの若者100名程度としております。調査方法は、在席する学校や子ども・若者総合相談センターなどの相談機関を通じて、Webによるアンケートを予定しております。アンケートは任意の記名式とし、支援が必要と判断されるケースについては、速やかに市町村と情報共有を行い、適切な支援につなげてまいりたいと考えております。なお、小中学生への調査につきましては、先ほどご説明した市町村と県との役割分担により、市町村において実施するよう県から依頼しており、令和7年度は18市町村が実施予定となっております。最後に、資料の4ページをご覧ください。本年2月に開催いたしました本協議会においては、委員の皆様よりヤングケアラー支援に関して多くのご意見を頂戴いたしました。いただいたご意見を4つの項目に分類し、それぞれの対応方針を右側に記載しております。いくつかのポイントを抜粋してご説明いたします。まず、支援全般に関するご意見です。ヤングケアラーになった後に支援するのではなく、そもそも子どもがケアを担わなくても済む環境づくりが必要とのご指摘をいただいております。これについては、家事支援の導入や福祉サービスの提供、学校や地域での意識啓発などを通じて、予防的な支援にも取り組んでまいります。次に、相談体制についてです。子どもが安心して相談できる環境やアウトリーチ的な相談が必要とのご意見を踏まえ、元ヤングケアラーの相談員の配置や、それが難しい場合にあっても相談員の配置に当たっては子どもが安心して相談できるという視点を重視していただくよう市町村への働きかけや、SNSを活用した相談窓口の周知、ユースセンターや子ども食堂などへのチラシ配布など、アウトリーチ型の支援にも力を入れてまいります。続いて、実態調査についてです。単なる人数把握ではなく、ヤングケアラーの自覚や認知度の把握を含めた調査設計が重要とのご意見をいただいております。先ほどの説明のとおり、今回の調査では、就学していない若者も対象に含め、支援を必要としている場合には、具体的な支援につなげること、施策検討の基礎資料とするための2つの目的を持って実施する予定です。最後に、リーフレットについてです。7ページ以降が昨年度県が作成したリーフレットになります。9ページのヤングケアラーと思われる子どもに気づくポイントとしていくつかチェック項目がありますが、表現に対する配慮が必要とのご意見を受け、たとえば不登校気味であるといった表現については削除し、当事者の心情に配慮した表現へと見直しを行っております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(美齊津委員)

一般社団法人生活互助支援の会の美齊津です。ヤングケアラー支援の流れということで4段階でお示しいただいてありますが、この中でやっぱり一番ポイントになるのが一番最初の「気づく。」というところではないかと思っています。この気づくポイントとして、いろんな視点で見れば、気が付きやすいよという資料が添付されておりますが、この周りの大人が気づくというアプローチも必要なんです、一番はヤングケアラー本人がSOS出すという。そういったアプローチが必要だと思っています。確かに子ども自身はSOSを出しづらい状況はあるんですけども、そもそもの長野県のヤングケアラーの実態として約7割の小学生はヤングケアラーという言葉聞いたことがないというそういう状況も踏まえると、そもそも、自分がヤングケアラーであることを知らない、社会から支援される対象であることを知らない。当然SOSを出してもいいということも知らない。そういう状況が見えますので子どもにまずはヤングケアラーはこんな子どもで、自分はそれに該当するんだったらSOSを出してもいいんだということをそういった知識を広めることが大事になってくるかと思います。そうすると今度はその方法になるんですけども、学校で教えるとかそういったものだけでなく、もっと柔軟に考えていろんな方法でアプローチしていいんじゃないかなと思っています。例えば子ども向けのアニメを作ったり、ヤングケアラーの歌を作ったり、いわゆるエンターテインメントの拡散力を使うことをご提案したい。なぜ、こんな突飛なことを申し上げるかといいますと、私もヤングケアラー啓発の講演会とか時々やっております、そのときに集まる聴衆の方たちが50人とか100人とか、せいぜいそんなもんなんです。ヤングケアラーに関して関心がある方々が集まって私の話を聞いてくださるということなんですけども、それと同時に私は自分の体験を漫画にして出しているんですけど、それがですね、すごい拡散力を感じるんですね。全国のいろんな方からヤングケアラーというものを知れましたとか、ヤングケアラーの気持ちを知りましたと、そういったメッセージがバンバンくるわけです。そう考えるとヤングケアラーのことを啓発する目的に限って言えば、講演をするよりもはるかに効果的なんです。そういった方法をもっと柔軟に考えていただいて、県として取り組んでいただけると効果が出るんじゃないかなと思います。

(荒井会長)

ありがとうございました。美齊津委員のご自身の取組や実績も踏まえて、ご提言をいただきました。

(次世代サポート課 馬場課長)

私も漫画を拝見させていただきましたし、美齊津委員がそういった活動をされていることを承知しております。そういった子どもたちへのアプローチという点ではこれまでの取組は十分でなかったと思いますので、今後SNSなど様々な広報の仕方も踏まえて検討させていただきたいと思います。

(荒井会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(千野委員)

長野県中学校長会の千野です。よろしくお願いします。最初に質問です。ヤングケアラーの実態調査をやって、その後、実際に支援が入って改善した事例がどのくらいあるのかをお聞きしたいのですが。

(次世代サポート課 高野課長補佐兼青少年育成係長)

すぐに目に見えるように改善した例を挙げるのは難しいかと思うのですが、例えば県の施策として外国語通訳

派遣支援というものをやっております、それにはかなり利用件数が多く、それを利用することで子どもたちが学校を休まなくて良くなったっていう声は聞いております、こういった支援は効果の見える事業なのかなというふうに感じております。

(千野委員)

ありがとうございます。私、現場で情報集約まではやったことが何回かあるのですが、なかなかそこから先に進まないんです。日本は家庭の問題になってしまうと、行政もそこから先は踏み込めなくて、すごく歯がゆい思いをすることがたくさんあります。家庭も本人もそもそも気づいていない場合もあります。学校からアプローチをしても「そうしないと家が成り立たない」からと。「SSWさんに相談しませんか？」と言っても、「いや、いいです。」と言われてしまうことがあって。相談をしたけど、見守る、ということで終わってしまうとか、学校でできることだけをやっていくとか、そういう話だけで終わってしまうことがあるので、やっぱり家庭に入っていくっていうのが、すごく大変だと感じています。最初のお話にもありましたが、場所があってもそこに行ってくれないとか、そこに行くことを拒むとか。声も上げないとか。そういう子たちだからこそ、難しいなと思うことがたくさんあります。後半にモニターのアンケートがありますが、これすごくいいなと思うんですけど、これってもう言いたいことや伝えたいという気持ちがあって、そういう子たちの声だと思うんです。でも、そうじゃない子もいて、その子たちの声はどうすればいいのか。そういう声に気づくにはどうすればいいか、自分でも思うことが多いので、また何かできればなと思っています。

(荒井会長)

それに関連していかがでしょうか。

(西村委員)

おさひめチャイルドキャンプの西村です。今、先生がおっしゃるとおりで、うちへ来る子どもたちは虐待が主訴できても、実はヤングケアラーだったという子どもが結構いるんですよ。だから、虐待だけだと思ったらヤングケアラーもそうなんだっていうのが出るんで、どっちかじゃなくて重なっている部分が非常に多いので、なかなか難しいなというところを感じております。うちの施設にも複数人います。ヤングケアラーを理由として施設入所というのはあんまり聞かないです。

(荒井会長)

ありがとうございました。アウトリーチのあり方、そして行政がどこまで関わるのかという話になるのかということかと思います。引きこもりも含めてすごく大きな課題になってくると思います。今の意見との関わりでも構いませんのでいかがでしょうか。

(木村委員)

フォースマイルの木村です。質問なんですけど、こちらの「気づく」というところを言うところに、福祉部門っていうのが入っているんですけども、ヤングケアラーが発生するのは大人の困り感や事情があると思うんですが、例えば障がいを持っているとか病気や怪我とか、そういう福祉の現場に入っている支援者とそういうところとの連携が見えないのですけれども具体的に例えばそういうところにもヤングケアラーの話がきていて、見つけたときには、子ども部門に報告するみたいなそういう流れはあるんでしょうか。

(次世代サポート課 馬場課長)

これまで、市町村でのヤングケアラーの相談体制の整備は実施してまいりまして、昨年度末には 77 市町村全てでヤングケアラーの相談体制をとっていただくことはできましたが、ヤングケアラー支援の窓口や大人の支援との連携のところはまだ市町村ではできていないのではないかと思いますので、もう少し踏み込んで市町村に対して働きかけていきたいと思います。

(荒井会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょう。

(若林委員)

グランドリッシュの若林です。ヤングケアラー支援ですけれども、やっぱり気づくってということがどんどん広がるのが何より一番なんだろうなと思っています。県の取組のおかげで一つエピソードがあって、先日平日なんですけど仕事で行った先の病院に、お母さんがよちよち歩きの小さいお子さんを連れて、お母さんが具合が悪くて受診していたようなんですけど、そこに小学校中学年くらいのお兄ちゃんがついてきていて、お母さんが受診している間にその子の面倒を見ていて、私はこの仕事をしているから大丈夫かなと思い声をかけようかなと思っていたら、周りの年配の方がお兄ちゃんを「偉いね」って誉めていたんですが、受付にいた方は「大丈夫？」って声をかけていたんですね。私もちょっと仕事で行っていたので、その先まで追いかけてないんですけども、ちょっと昔的な考え方でお家の手伝いをしていて偉いねって声をかけられていて、それは僕がやるのがいいことなんだと思う男の子に、受付の方が大丈夫っていう視点で声をかけたっていうことがきっとその子の中でなにか違うかもしれない、僕は大変かもしれないと気づきにつながっていくかもしれないと思ったエピソードがありまして、医療関係者ですとか教育者、フリースクールをやっている団体の者がどんどん気付いて声をかけていくことが気づきの部分の取組が広がり、なお一層どんどん良くなっていくのではないかと思います。病院とかにポスターとかもあったら周りの方も分かるんじゃないかなと思いました。

(荒井会長)

貴重なご意見ありがとうございました。他にはいかがでしょう。

(金山委員)

皆さんからご意見が出ている「気づく」というところをお願いなんですけども、子どもの人権を勉強していく中で、穴に落ちた人をどう救出するかとってという事例があります。時に、いろんな方法を考えるのですが、まず本人がこの穴から出たいと願うこと、思うことがすごく大事で、本人がこの穴から出たいと思わないと穴に落ちちゃった人を救うことはとても難しいという考え方があります。子どもが自分で自分の権利に気がつくとか、このままでいいわけではないんだ、とか自分自身がもっとしたいことを言っても大丈夫なんだ。ということ、広くヤングケアラーの子どもだけというよりも、どの子どももみんながそう思っていくことがすごく大事なんじゃないかなと思います。広くみんながそういうことがわかると、自分の仲良しの大事なお友達が大変な目にあっていいることに気づけるようになっていくような気がします。幼いうちからちゃんと子どもの権利、子どもが子どもらしく生きていいんだよってということを社会全体で支えていくことは一般的な話なんですけれども、もしかしたら有効に働くのではないかと感じます。

(荒井会長)

他にご意見いかがでしょうか。では、以上で協議事項の方を終わらせていただきたいと思います。この後は報告事項という形で1から5までいったん事務局の方で説明していただき、もしご意見があればお受けしたいと思います。

3 報告事項

①信州型フリースクール認証制度について

②子ども・若者総合相談センターについて

③多様な発達特性を有する若者の就労促進について

(次世代サポート課 玉井次世代支援係長)

次世代サポート課の玉井と申します。私からは①～③について続けてお伝えいたします。

最初に「資料4」をご覧ください。昨年創設した「信州型フリースクール認証制度」による、運営経費や体制への支援の取組状況についてお伝えします。4ページ「2 取組状況」をお願いします。信州型フリースクールとして、先週末に4か所認証いたしまして、現在は累計で40か所を現在認証したところです。今年度は9月に2期目を募集予定でございます。「認証フリースクールへの支援」の表については、①の人件費や教材費等への「運営費補助金」ですが、R6から開始し、R7からは人件費の補助率嵩上げですとか、事故防止・防犯・防災などの「安心・安全対策」の補助を別枠創設するなどの拡充を図ったところです。②の「研修」は、フリースクール向けのアーカイブ配信などによる研修を今年度から本格運用しました。対面での研修も年内に複数回予定しています。③の「情報発信」は、長野県フリースクール等情報ポータルサイト(きっか☆リン)を、この3月に本オープンさせました。スマホ対応にもなっていますので、皆様こちらの二次元コードからぜひ読み込んでご覧ください。④の「支援人材」については、フリースクール利用者の在籍校などとの連携を促進するサポート人材の配置を、昨年度の2名から4名に倍増させたところです。5ページ以降は、細かい制度概要など参考添付ですので、お時間ある際にご覧ください。それから、最後の方にプレスリリース資料をいくつか付けております。そのうち、【保護者がつながるオンラインイベント】ということで「保護者のつどい」についてですが、来月8月22日には、学校に行かない・行けない子どもの保護者向けトークライブと交流会を予定しています。また、9月12日には、フリースクールのスタッフや利用する子どもたち、学びの支援関係者などの参集イベント「きっか☆リンフェス」を松本で開催するべく、フリースクール関係者の皆様とともに準備を進めています。2つのイベントとも、県では初企画ということで、ご注目いただければと思います。フリースクール認証制度に関しては、以上でございます。

続いて、報告事項②の「子ども・若者総合相談センター」についてお伝えします。「資料5」のプレスリリースをご覧ください。ニート、ひきこもりなどの様々な困難を抱える子ども・若者たちが、状況やニーズに応じて、自立に向けた相談支援を受けられるよう、

子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」を、県内の中信

北信の2圏域にこの春設置しました。1の「設置の概要」をご覧ください。これまでも、県内の4圏域に地域協議会を設け困難を抱える子ども・若者からの相談に対応してきました。そうした中、近年の相談は増加・長期化・複雑化しており、地域協議会機能の一部で相談を受け付ける体制ではニーズに合った支援が十分に行えないほか、認知度としても不十分という課題がありました。このため、近年の相談件数等を踏まえ、法定のセンターを設置し、体制の強化を図ることとしたものです。詳細は下の図のとおりですが、精神保健福祉士などの専門資格の保有者を含めた「相談員の増員」や、休日を含めた柔軟な開所による「受付時間の延長」、「メタバース等での相談」による拡充のほか、出張居場所の実施、ホームページ等による統一的な情報発信の充実で

すとか、全県の構成機関による連携会議の開催によるネットワーク強化について、年内に順次進めているところです。委託先は昨年度から変更ないですが、中信のセンターについては、塩尻市の「NPO法人ジョイフル」に、北信のセンターについては、長野市の「ワーカーズコープながの」にそれぞれ委託をして実施しております。子ども・若者相談センターに関しては、以上でございます。

続いて、報告事項③についてお伝えします。1枚めくっていただいた「資料6」をご覧ください。発達特性等の困難を抱える若者の社会自立や就労定着や離職防止につなげるため、ニューロダイバーシティ（＝神経学的多様性の概念）の考え方を企業へ浸透させるため、推進員を東北信・中南信地区に各1名ずつ配置するという、本年度からの新規事業でございます。発達障がいの手帳や診断をお持ちの方向けの支援は進んで来ている中、その周辺のいわゆるグレーゾーンの方の理解や支援がもっと必要ということで、構築いたしました。概要は、裏面のチラシをご覧ください。支援内容ですが、基本的には企業の経営者や人事担当者を訪問する形で・社員の発達特性に関する相談対応、社員向けの研修やセミナーなどの企画・実施、環境づくりや調整などの助言を行うものでございます。発達障がいやその特性を「病気」としてではなく、「神経学的な個性」として捉えるという発想で、社員の得意や不得意を最大限活かした適材適所の人材配置や、それによって生産性向上を図っていくという、ニューロダイバーシティに取り組む企業の拡大を目指すものです。これから企業訪問を重ねて、まずは県内の実態やニーズを把握し、徐々に好事例の共有なども図っていければと考えています。困難を抱える子ども・若者支援に関する3つの報告事項について、駆け足の説明で恐縮でしたが、私からは以上でございます。

④ユースセンターの設置促進について

⑤信州若者みらい会議・信州みらいフェスについて

（次世代サポート課 馬場課長）

続きまして、私から3点説明させていただきます。資料7をお願いしたいと思います。ユースセンターの設置促進という資料になります。1番に記載のとおり県で昨年度策定した人口戦略、信州未来共創戦略ですけども、県のアクションの中にも、地域ごとにユースセンター、高校生等の居場所ということで設置を進めていこうとしております。記載内容はこちらの方をご覧くださいと思いますが、既存でも県内には須坂市の「COTO2（コトコト）」とか茅野市の「CHUKOらんどチノチノ」などもありまして、これから元気づくり支援金を活用して支援していくということであります。他県のユースセンターを運営されている方から、今部活の地域移行とかが進んでいる中で、ユースセンターは受け皿にもなるではないかというようなお話も聞いておりますので、またこうした観点からも進めていければと考えております。

続いて、資料8でございます。信州若者みらい会議、信州みらいフェスについてですが、長野県に関わる若者が主体的に参画して、地域をよりよくする政策を検討し、昨年度は、その検討した政策を県（知事）に政策提案をいただきました。その政策提案の中からは、今年度の予算で「広報パートナー」という方にSNSで発信していただくような制度が成果も出てきたところです。今年度も現在検討を進めておりまして、今年は20名を超える皆様に参画していただいております。10月18日に松本で信州みらいフェスを開催して、そこで検討してきた政策提案を発表していただくように進めております。今年度は高校生にも1名参加いただいておりますけれども、例えば学校で探究学習とか進められているかと思いますが、そういったところからもう一歩枠を超えて、高校生に活躍いただける場も用意しておりますので、委員の皆様の周りの若者にご案内をいただければと思います。

それから最後、本日追加資料でお配りしたこともモニターです。募集について中学生、高校生について延長しますということでお配りさせていただきました。子ども・若者の意見を聞いていくという観点の取組ではありますが、若干中学生、高校生の枠は少し残っています。8月12日まで募集しておりますので、お近くの中学生と高校生にお声がけいただければと思います。昨年度実施したアンケート結果は、本日参考資料1、参考資料2と

ということでお配りさせていただいておりますが、こういった調査結果は来年度以降の施策に反映させていければと考えております。子ども・若者の社会参画、意見反映といった点についても、またご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

(荒井会長)

はい、ありがとうございました。ただ今報告事項ということでそれぞれ資料4から資料8、そして参考資料について説明していただきました。報告事項ということでもし何かありましたら事務局の方にご意見いただけたらと思いますが、この場でぜひということがあればいかがでしょう。それでは司会を事務局の方にお返ししたいと思います。

(次世代サポート課 山崎企画幹)

荒井会長ありがとうございました。次回の開催につきましては現時点で今年度の開催予定はございません。また必要に応じまして改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度第1回長野県青少年問題協議会を終了いたします。ご出席の皆様、誠にありがとうございました。